

○厚生労働省告示第五百二十号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第十四条第一項の規定に基づき、薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（平成六年厚生省告示第四百号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から適用する。

平成二十四年九月二十七日

厚生労働大臣 小宮山洋子

表製造販売の承認を要しない医薬品の欄中第百十五号を第百十七号とし、第八十六号から第百十四号までを二号ずつ繰り下げ、第八十五号を第八十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十七 ヒプロメロース酢酸エステルコハク酸エステル

表製造販売の承認を要しない医薬品の欄中第八十四号を第八十五号とし、第二十一号から第八十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 クロスポビドン